

## 米穀の生産調整実施要領（案）

制 定 平成18年11月9日付け18総食第778号  
一部改正 平成19年3月30日付け18総食第1925号  
一部改正 平成19年12月 日付け19総食第 号

地 方 農 政 局 長  
北 海 道 農 政 事 務 所 長  
農 林 水 産 省 総 合 食 料 局 長 从 事 員 兼 農 林 水 産 省 総 合 食 料 局 長 代 理 人  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 兼 代 理 人  
あ て  
都 道 府 県 知 事  
関 係 団 体 の 長

米穀の生産調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「施行規則」という。）米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

### 第1 基本的考え方

- 1 主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、全都道府県・全地域で、10年程度先を見通した地域の水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方等を検討した上で、平成20年産以降の生産調整の実効性の確保を目指す。
- 2 食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。  
特に、平成19年産の生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的に取り組む。
- 3 都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、次の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげることを確認する。

特に、平成19年産において大幅に過剰作付けとなっている都道府県・市町村など、これまでの推進状況・達成状況等からみて必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行う。

(1) 都道府県については、都道府県農業協同組合中央会会長（以下「県中会長」という。）その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長、都道府県担当部長等の関係者

(2) 市町村については、県中会長・関係農業協同組合組合長（以下「農協組合長」という。）その他の農業者団体・集荷団体の長、地方農政局長又は地方農政事務所長、都道府県担当部長、市町村長等の関係者

4 都道府県協議会（基本要綱第 部の第5の4の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）・地域協議会（同第5の3の地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。

5 生産調整非実施者や非実施者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況を認識し、適切な対応を取るよう強力に要請する。

6 全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稲作経営者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会等の関係団体及び総合食料局で構成する全国水田農業推進協議会（以下「全国協議会」という。）を設けることとし、全国協議会は、都道府県・市町村段階におけるそれぞれ及び相互に連携・協力し、作付・収穫状況、生産調整の推進状況等を把握し、全都道府県において生産調整目標が達成されるよう取り組む。

## 第2 主食用米の生産数量目標の設定

### 1 全国の需要見通し

全国の需要見通しは、確実に需給バランスがとれる水準に設定することとする。

### 2 地域別の需要量に関する情報

#### (1) 都道府県別の需要量に関する情報

国から提供される都道府県別の需要量に関する情報については、経営所得安定対

策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。

（2）市町村・地域協議会・認定方針作成者別の需要量に関する情報

都道府県から市町村、市町村から地域協議会、地域協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）への情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

（3）需要量に関する情報の面積換算値の設定方法

都道府県、市町村及び地域協議会の各段階において提供する面積換算値は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まることを基本とし、地域の実態に応じて設定する。

なお、合理的な単収を設定して面積換算値を算定した結果、当該面積換算値の総数が提供された作付面積目標を超える場合の取扱いについては、地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）と個別に協議するものとする。

### 3 都道府県間調整

（1）都道府県別の需要量に関する情報の提供後、別紙1に基づき都道府県から需要量に関する情報の増減の申出を受け付けた上で、国が都道府県間の調整を行う。

その際、都道府県別の需要量に関する情報の削減を希望する都道府県（以下「目標削減申出都道府県」という。）及び都道府県別の需要量に関する情報の増加を希望する都道府県（以下「目標増加申出都道府県」という。）に対しては、産地づくり交付金（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第2の1に規定する産地づくり交付金をいう。以下同じ。）の加算又は減額を行う。

（2）総合食料局長は、（1）による調整を踏まえ、補正された都道府県別の需要量に関する情報を提供する。

### 4 生産数量目標等の決定

認定方針作成者は、地域協議会の代表者から提供された需要量に関する情報の範囲内で、自らの生産数量目標及び面積換算値（以下「生産数量目標等」という。）等を決定するとともに、地域協議会で設定された配分ルールに則して、方針参加農業者別の生産数量目標等を決定し、別紙様式第1号により方針参加農業者に通知する。

## 5 農業者別の生産数量目標等の補正

認定方針作成者自らが決定し配分した生産数量目標等及び認定方針参加農業者の生産数量目標等については、別紙2により、認定方針作成者間の調整が行われた場合、補正することができる。

## 第3 生産調整の取組として取り扱う米穀

次に掲げる米穀については、生産調整の取組（生産確定数量の外数）として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3及び別紙4において定める。

- 1 加工用米
- 2 新規需要米（飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノール用等の米穀をいう。）

## 第4 生産調整の目標達成に向けた取組

生産調整の目標達成に向け、次に掲げる取組を行うこととし、別紙5に基づき、取組状況を把握するものとする。

- 1 地域段階における推進体制
  - （1）地域協議会は、認定方針に参加せずに水稻生産を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を強力に要請するとともに、生産調整の実施の意向を示す非参加農業者が直接又は間接的に地域協議会に参加できる体制を目指すものとする。
  - （2）地域協議会は、非参加農業者を含めた当該区域内のすべての水稻生産農業者への生産調整の目標の配分に必要な農業者情報の整備に努めるものとする。
  - （3）認定方針作成者は、予め、自らの認定方針に参加する農業者の氏名、住所、水田面積、前年産米の生産数量等の情報を整理した方針参加農業者リスト（以下「農業者リスト」という。）を作成・整備する。その際、組合員などの自らの組織の構成員が農業者リストに含まれておらず、かつ、当該構成員が非参加農業者である場合は、当該構成員を認定方針に参加させるよう努めるものとする。

## 2 生産調整の目標配分段階における取組

(1) 地域協議会は、全水稻作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

具体的には、市町村長から提供された情報の範囲内で、認定方針作成者及び非参加農業者の需要量に関する情報を算定し、それぞれ提供する。

(2) 地域協議会は、(1)に当たっては、地域全体として目標が確実に達成できるよう留意する。

(3) 地域協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

## 3 作付段階における取組

(1) 地域協議会は、作付終了後、地域内の水稻作付面積と加工用米・新規需要米の作付面積（この差を「主食用作付面積」とみなす。以下同じ。）を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や農政事務所等と連絡を密にし、当年産の水稻作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・営農計画書と水稻共済引受申告書の様式の一体化、生産調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

(3) 地域協議会は、主食用作付面積が生産数量目標の面積換算値を超える場合には青刈り・新規需要米の取組による対象面積の拡大等の事後対策を講ずる。

## 4 収穫段階における取組

(1) 地域協議会は、収穫後、地域内の総収穫量（篩下米を含む。）と、くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量（この差を「主食用販売数量」とみなす。以下同じ。）を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や農政事務所等と連絡を密にし、当年産米の収穫量を把握する。

その際、生産調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との収穫量（作付面積・作柄等）についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

(3) 地域協議会は、主食用販売数量が生産数量目標を超える場合には、新規需要米の販売予定数量の拡大等の事後対策を講ずる。

## 第5 生産調整の目標達成の判定

(1) 生産調整の目標達成の判定は、都道府県・市町村等のそれぞれが客観的なデータとして把握している地域全体としての主食用作付面積（全水稲作付面積から加工用米・新規需要米の作付面積を控除したもの。）で判定することを基本とする。

ただし、当該地域全体としての主食用販売数量が生産数量目標の範囲内となっている場合も達成とする。

(2) 判定の結果、生産調整の取組が目標に対し未達成となった都道府県・地域については、産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第2の1に規定する稲作構造改革促進交付金をいう。以下同じ。）の減額や、翌年産の各種補助事業の不採択等、不利な取扱いを受ける場合がある。

なお、関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達成となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、生産調整の段階ごとの推進状況・達成状況等を踏まえ適切な時期に決定する。

## 第6 農協系統の役割等

農協系統は食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、

- 1 行政と連携して、生産調整の達成に責任を持って取り組む
- 2 播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる
- 3 篩下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応することとする。

## 別紙 1

### 都道府県別の需要量に関する情報の都道府県間調整の具体的手続 (平成20年産)

#### 第1 基本的考え方

- 1 都道府県別の需要量に関する情報の都道府県間調整については、
  - (1) 目標削減申出都道府県については、産地づくり交付金を加算
  - (2) 目標増加申出都道府県については、産地づくり交付金を減額することとする。
- 2 目標増加申出都道府県は、目標増加数量に応じた産地づくり交付金の減額の単価(以下「減額単価」という。)を申し出ることとし、都道府県間調整に当たっては、減額単価の高い目標増加申出都道府県を優先することとする。

#### 第2 都道府県からの申出

都道府県別の需要量に関する情報の調整を希望する都道府県は、平成20年1月10日を目途として、別紙様式第2号により、次に掲げる事項について、総合食料局長に申し出るものとする。

- (1) 目標削減申出都道府県については、都道府県別の需要量に関する情報の削減希望数量(10トン単位)
- (2) 目標増加申出都道府県については、
  - ア 都道府県別の需要量に関する情報の増加希望数量(10トン単位)
  - イ 産地づくり交付金(新需給調整システム定着交付金)の減額単価(40千円/トンを下限として、1千円/トン単位)

#### 第3 都道府県間調整の方法

- 1 すべての目標削減申出都道府県について、申し出た数量を削減するとともに、当該削減申出数量に応じて、110千円/トンの産地づくり交付金を加算することを基本とする。ただし、「削減申出数量×110千円/トン」の合計が、都道府県間調整の財源として留保した30億円を超える場合は、加算の単価又は数量を調整する。
- 2 1による削減数量の合計(以下「調整数量」という。)を、以下のルールにより目標増加申出都道府県に配分し、当該配分数量に応じて都道府県別の需要

量に関する情報を加算するとともに、「加算数量×申し出た減額単価」の産地づくり交付金を減額する。

- ( 1 ) 減額単価の高い都道府県から順次調整数量に達するまで配分することを基本とする。
- ( 2 ) ( 1 ) において、同額の減額単価の申出が 2 都道府県以上あった場合は、引受希望数量に応じて比例配分する。



## 別紙 2

### 生産数量目標等の補正について

#### 第 1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者は、本要領第 2 の 5 により認定方針作成者との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。
- 2 認定方針作成者は、1 の補正を行った場合には、別紙様式第 3 号に別紙様式第 4 号の写しを添付して、速やかに、地域協議会の代表者に報告する。
- 3 地域協議会の代表者は、認定方針作成者からの報告を取りまとめ、別紙様式第 5 号により、都道府県協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ別紙様式第 5 号により、速やかに全国協議会に報告する。

#### 第 2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者は、第 1 による補正を行った場合は、6 月 15 日までに、別紙様式第 6 号により、補正後の生産数量目標（以下「生産確定数量」という。）及び補正後の作付面積目標（以下「作付確定面積」という。）を、方針参加農業者に通知する。





## 加工用米について

### 第1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 認定方針作成者
- 2 生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）。)

### 第2 加工用米の範囲

#### 1 対象米穀

加工用米とは、2の用途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める醸造用玄米をいう。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- （1）品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3等以上に格付けされた米穀
- （2）共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、（1）のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀
- （3）品位等検査の結果3等以上に格付けされなかった米穀のうち、全国生産出荷団体又は認定方針作成者（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地方農政事務所長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

#### 2 用途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- （1）清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- （2）加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）

- ( 3 ) みそその他米穀を原料とする調味料
- ( 4 ) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- ( 5 ) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- ( 6 ) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ( 7 ) その他総合食料局長が特に必要と認めた用途

### 第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。

### 第4 加工用米取組計画の認定等

#### 1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

なお、取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第7号により、全国生産出荷団体にあつては当該加工用米の生産年の前年の12月28日までに総合食料局長あて、認定方針作成者のうち自ら取組計画を作成する者（以下「地域流通農業者」という。）にあつては当該加工用米の生産年の3月31日までに地方農政事務所長等に提出する。

- ( 1 ) 加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第7 - 1号）
- ( 2 ) 加工用米の取扱状況（別紙様式第7 - 2号）
- ( 3 ) 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第7 - 3号）
- ( 4 ) 上記のほか、加工用米需要者の施設形態や製品の日産製造能力規模その他、総合食料局長又は地方農政事務所長等が必要と認める資料等

## 2 取組計画の認定

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、1により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、提出者に通知する。

- (1) 前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。
- (2) 加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。
- (3) 前年産において、生産確定数量の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。
- (4) 地域流通農業者にあつては、上記のほか、
  - ア 第5の加工用米販売契約を締結する加工用米需要者について、原則として当該地域流通農業者と同一都道府県内に所在していること。
  - イ 加工用米販売契約を締結する加工用米需要者が県組合等の団体に所属している場合は、当該購入計画が、全国生産出荷団体等の取組と重複していないこと。

## 第5 加工用米出荷・販売契約等

### 1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者は、加工用米を生産した農業者（以下「加工用米生産農業者」という。）との間で、別添1に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の5月31日までに締結する。

また、締結後、当該認定方針作成者と加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第8号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の6月10日までに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体の認定取組計画の下で加工用米の売渡し等をする認定方針作成者（以下「認定方針作成団体」という。）にあつては、加工用米生産農業者との加工用米出荷契約締結後、速やかに全国生産出荷団体と加工用米の売渡し等に係る契約を締結する。

### 2 加工用米販売契約数量報告

全国生産出荷団体等は、第4の2の認定を受けた取組計画（以下「認定取組計画」という。）に基づき、加工用米を加工用米需要者に対して売り渡そうとする場合は、加

工用米の使用用途に関する事項や作柄等の影響による作況調整に関する事項のほか、必要な事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を生産年の11月30日までに締結する。

また、締結後、別紙様式第9号に取りまとめの上、全国生産出荷団体については総合食料局長に、地域流通農業者については、生産年の12月15日までに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

ただし、地域流通農業者のうち、自ら生産した加工用米を加工用米需要者に売り渡そうとする農業者にあつては、加工用米需要者ごとに加工用米販売契約を締結する。

### 3 地域協議会の代表者

地域協議会の代表者は、地方農政事務所長等と連携を図り、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第6の生産調整の実施について確認する際に、1の報告を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

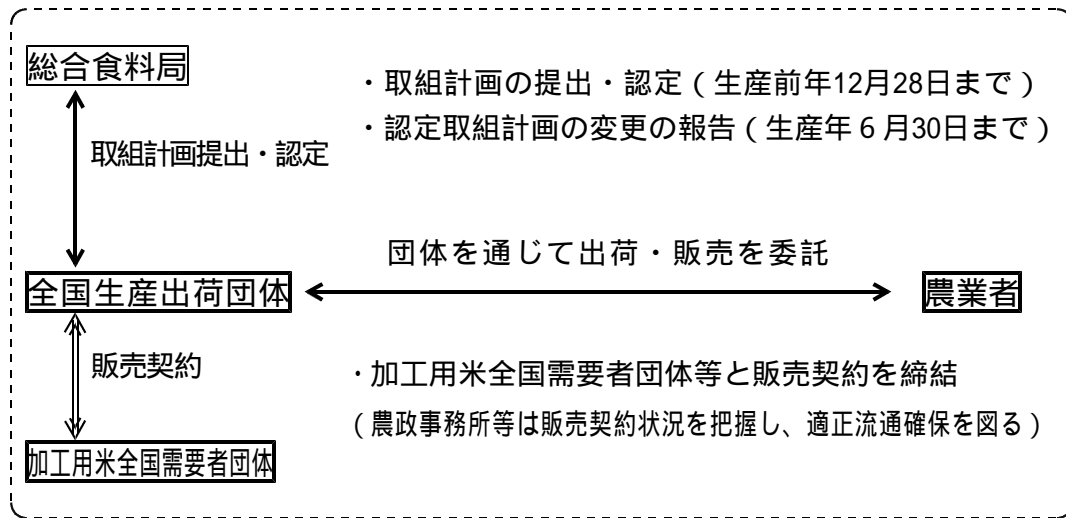
### 4 地方農政事務所長等

地方農政事務所長等は、地域流通農業者から1により、加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表の提出を受けたときは、別紙様式第10号に取りまとめ、速やかに地方農政局長を経由し、総合食料局長に報告する。

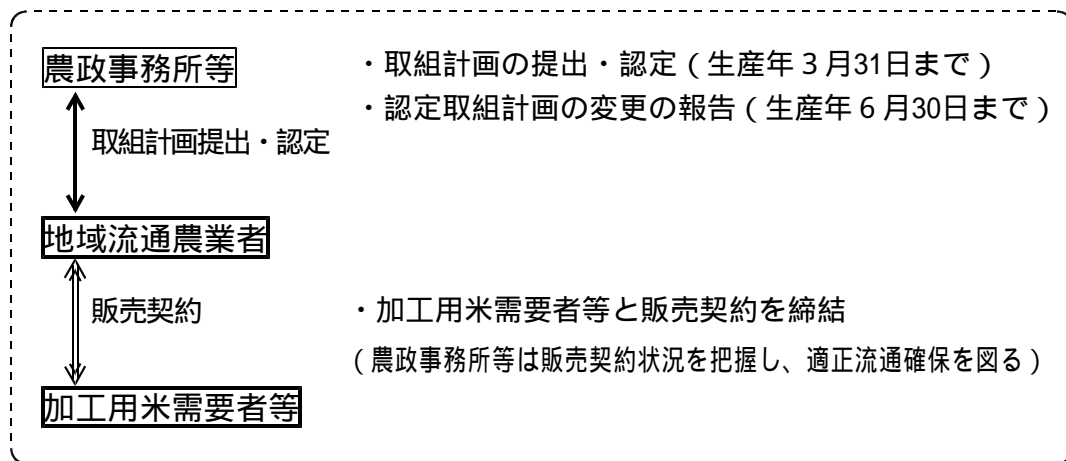
## 第6 手続の流れ

全国生産出荷団体及び地域流通農業者の加工用米の取組の具体的な手続の流れは、以下のとおりとする。

## 全国生産出荷団体による取組手続



## 地域流通農業者による取組手続



## 第7 認定取組計画の変更

全国生産出荷団体等は、認定取組計画に変更が生じた場合は、別紙様式第11号により、必要事項を記載した加工用米取組計画変更報告書を作成し、第4の1に掲げる必要書類のうち変更が生じたものを添付の上、正一通、写し一通を、生産年の6月30日までに、地域流通農業者は地方農政事務所長等に、全国生産出荷団体は総合食料局長に報告する。

なお、当該計画変更にあつては、変更後の当該年産の加工用米の総生産量が、認定取組計画における総生産量を超えない範囲で、第4の2の認定基準に従い作成する。



## 第8 加工用米の売渡し等

### 1 加工用米の品位等検査等

(1) 加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける。

共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあっては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

(2) 加工用米として流通させる米穀については、全国生産出荷団体等が、別添2に定めるところにより加工用米である旨の表示を行う。

### 2 加工用米の売渡し

(1) 出荷契約農業者は、原則として生産年の12月15日までに加工用米の売渡し等を行う。

(2) 全国生産出荷団体等は、認定取組計画及び加工用米販売契約に従って、加工用米需要者に売り渡しを行う。

(3) 加工用米需要者団体等は、(2)により加工用米の売渡しを受けた場合は、加工用米販売契約に基づく買受けの目的に従い、売渡し又は使用する。

### 3 作柄等の影響による加工用米出荷契約等数量の調整

認定方針作成者は、加工用米出荷契約等数量を作柄概況の変動により変更する必要が生じた場合は、地方農政事務所長等と協議の上、主食用米の需給に影響を与えないと判断された場合に限り、その数量を変更することができる。

この場合、認定方針作成者は、原則として11月15日までに、別紙様式第12号により、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

## 第9 米の生産調整との関連

1 認定方針作成者は、第8の2により、加工用米生産農業者から加工用米の売渡し等を受けたときは、別紙様式第13号により、加工用米集出荷数量一覧表を、また、地域流通農業者のうち自ら生産した加工用米を加工用米需要者に売り渡そうとする農業者は、加工用米需要者に対する加工用米売渡数量又は売渡しが確実な数量を確定したときは、別紙様式第14号の加工用米売渡数量報告書を、速やかに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

2 地域協議会の代表者は、1により報告を受けた加工用米生産農業者ごとの加工用米

集出荷数量及び売渡数量が、第8の3による調整後の加工用米出荷契約等数量に達しないことにより、加工用米生産農業者の主食用等水稻作付面積（当該加工用米生産農業者の水稻作付面積から本要領第3に定める生産調整の取組として取り扱う米穀を除く面積。）が、本要領別紙2の第2により当該加工用米生産農業者に通知される作付確定面積を超えることが確認されるときは、加工用米生産農業者の米の生産調整の実施者の判定を取り消し、その取消結果について、別紙様式第15号により、生産年の翌年1月31日までに、地方農政事務所等に報告する。

## 第10 帳簿の整備及び報告

### 1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第16号により、総合食料局長に報告する。

### 2 認定方針作成者等

認定方針作成者は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備するものとし、地域流通農業者にあっては、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第16号により、地方農政事務所長等に報告する。

### 3 加工用米需要者団体等

(1) 加工用米需要者団体等は、原料米の受払台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておくものとする。

(2) 加工用米需要者団体等は、加工用米の使用状況等について次のとおり報告する。

ア 加工用米需要者(加工用米需要者団体の直接の構成員となっていない者に限る。)

又は加工用米需要者団体は、毎月20日までに、前月中に自ら使用した、又は、当該団体の直接の構成員となっている加工用米需要者が使用した加工用米について、別紙様式第17号の加工用米使用状況報告書を地方農政事務所長等及び加工用米全国需要者団体（当該団体の直接の構成員である場合に限る。）に提出する。

イ 加工用米全国需要者団体は、アにより提出を受けた加工用米使用状況報告書を取りまとめ別紙様式第18号により各三半期の最終月の翌月の末日までに、総合食料局長に提出する。

#### 4 地方農政事務所長等

地方農政事務所長等は、第9の1により、所轄する都道府県内における当該年産米の加工用米の集荷実績数量を把握し、生産年の翌年の6月30日までに、別紙様式第19号により、総合食料局長に報告する。

この場合、地方農政事務所長は、地方農政局長を経由して、総合食料局長に報告する。

### 第11 適正流通に係る指導、監督等

#### 1 適正流通に係る指導等

総合食料局長及び地方農政事務所長等は、加工用米の趣旨に照らした適正な生産及び流通をはじめ、加工原材料用米穀の需要に応じた生産が図られるよう、全国生産出荷団体等に対して適切な情報提供を行うとともに、本要領第1の4の都道府県協議会及び地域協議会を活用し、米加工品の販売動向、加工用途向け米穀の需要動向等についての情報交換が行い得る体制の整備が図られるよう、全国生産出荷団体等、認定方針作成者及び加工用米需要者団体等（以下「加工用米関係者」という。）に対し助言・指導を行う。

#### 2 適正流通に係る調査等

総合食料局長及び地方農政事務所長等は、加工用米関係者に対し、加工用米の生産、出荷、流通、販売等が適正に行われるよう、必要に応じて、加工用米需要者の製品製造工場等への立会いや認定方針作成者の加工用米の在庫確認等を実施し、加工用米関係者における業務・経理の状況、帳簿書類その他の物件の調査を行う。

#### 3 罰則等

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、加工用米関係者が法令に違反した場合、加工用米出荷契約若しくは加工用米販売契約に従った流通を行っていない場合又は不適正な米穀の流通若しくは使用等の事実を確認した場合は、加工用米関係者に対して米穀の適正な流通を確保するため、指導等の必要な措置を講ずるとともに、翌年産以降の加工用米の取組については認めないこととする。

なお、取組計画の認定後、当該取組計画の申請に当たって虚偽の申請を行ったことが確認された等、当該加工用米関係者における加工用米の取組が相応しくない場合にあっては、当該年産米の加工用米の取組の認定を取り消すこととする。

## 別添 1

### 加工用米出荷契約において定める事項について

#### 1 出荷契約数量、生産予定面積に関する事項

##### (1) 出荷契約数量

農業者が加工用米として売渡し等をしようとする当該年産の水稲の種類別の米穀の数量とする。

##### (2) 生産予定面積

農業者が加工用米の生産を予定する面積とする。

#### 2 品位に関する事項

品位等検査の3等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合には、加工用米需要者と流通について合意した後、地方農政事務所長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

#### 3 売渡し等に関する事項

認定方針作成団体は、農業者から売渡し等を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

#### 4 出荷契約数量の変更に関する事項

作柄等により当初加工用米出荷契約数量以上の生産が見込まれるときの取扱いについて記載する。

#### 5 違約に関する事項

本要領別紙3の第8の3により変更された出荷契約数量を除いて、確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

## 別添 2

### 加工用米である旨の表示について

加工用米の表示の押印箇所は、次のとおりとする。ただし、農産物検査法第13条第1項の規定による検査証明書が交付されているときは、1又は2にかかわらず、当該検査証明書の余白とする。

- 1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定による表示を印刷した包装の場合  
当該表示の印刷の付近
- 2 規則第10条第3項の規定による表示を印刷した票せんの場合  
当該票せんの余白
- 3 はい積み等の関係から1又は2の表示の押印箇所によることが困難である場合には、鮮明な表示が可能な任意の箇所に押印する。
- 4 様 式  
外円直径 30ミリメートル  
肉 幅 2ミリメートル
- 5 肉色は青色とする。



## 別紙 4

### 新規需要米について

#### 第1 定義

新規需要米とは、米穀のうち、国内主食用米及び加工用米以外の米穀（飼料用・米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）・輸出用・バイオエタノール用のほか、地方農政事務所長等が主食用米の需給に影響を及ぼさないと認めたもの）をいう。

#### 第2 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 認定方針作成者
- 2 方針参加農業者

#### 第3 作付けの態様

原則として、ほ場1枚を単位として作付けられ、かつ、そのほ場が特定されていること。

#### 第4 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第2に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第20号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付のうえ、5月31日までに地方農政事務所長等に提出し、認定を受ける。
  - (1) 新規需要米の需要者（新規需要米の集荷を行う者が契約の仲介をする場合にあっては、需要者及び当該集荷を行う者をいう。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第20-1号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「契約書」という。）2通。
  - (2) 別紙様式第20-2号により需要者等が作成した、適正流通に関する誓約書（以下「誓約書」という。）2通
- 2 地方農政事務所長等は、1の取組計画の提出を受けた場合、当該取組が主食用米及び既存の加工用米の需給に影響を及ぼさないものかどうか審査の上、6月10日までに認定を行い、認定結果を別紙様式第21号に取組計画の写しを添付のうえ農業者等に通知する。
- 3 農業者等は、2の認定結果の通知を受けた場合は、別紙様式第22号に係る書類を添

付のうえ、6月15日までに地域協議会の代表者に報告する。

- 4 地方農政事務所長等は、2の認定を行った場合、認定結果を別紙様式第23号により取りまとめのうえ、総合食料局長に報告する。

## 第5 追加契約

農業者等は、水稻の作付け以降であっても、本要領第4の3の(3)及び4の(3)の事後対策として、需要者等との間で新規需要米の取組の契約を締結(以下「追加的契約」という。)することができる。その場合は、第4に準じて契約書及び誓約書を地方農政事務所長等及び地域協議会の代表者に提出する。

## 第6 適正流通の確認等

- 1 地方農政事務所長等は、農業者等及び需要者等に対して、新規需要米の生産、出荷、流通、供給等が契約書及び誓約書に基づき適切に行われるよう助言・指導を行う。
- 2 地方農政事務所等は、契約書及び誓約書に基づき適正に流通されているかどうか、必要に応じて需要者への立会や在庫調査等により確認を行う。
- 3 農業者等又は需要者等が契約書又は誓約書に違反したことが明らかとなった場合には、以下の措置を講じる。
  - (1) 農業者等に対する措置
    - ア 生産調整方針の認定を取り消す。
    - イ 取組年度における産地づくり交付金等を返還させる。
    - ウ 当分の間、補助事業等の対象としない。
  - (2) 需要者等に対する措置
    - ア その名称、違反事実を公表する。
    - イ 新規需要米の契約当事者として認めない。
    - ウ 食糧法第29条に規定する政府米の買受資格者として認めない。

## 第7 米の生産調整との関連

- 1 地域協議会の代表者は、第4の3の報告があった場合、契約書の内容等に基づき、生産確定数量の外数として取り扱うものとし、主食用水稻作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。
- 2 地域協議会の代表者は、第5により追加的な取組の報告があった場合は、当該農業者の主食用作付面積又は主食用販売数量を算定する際に、当該作付面積又は取組数量を控除する。

## 生産調整の目標達成に向けた取組の把握について

### 第1 生産調整の実効性の確保に向けた推進

国、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関は、相互に連携し、需要量に関する情報の配分、水稻の作付け・収穫のそれぞれの段階において、当該市町村の生産調整の取組状況を把握するとともに的確な指導を行う等、生産調整の実効性の確保に向け全力を挙げて推進する。

### 第2 水稻生産実施計画書の作成等

- 1 方針参加農業者は、地域協議会が別紙様式第24号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、認定方針作成者が定める日までに、認定方針作成者に提出する。
- 2 認定方針作成者は、提出された実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの実施計画書）を、6月15日を期限とし、地域協議会の代表者が定める日までに、地域協議会の代表者に提出する。

### 第3 報告

#### 1 生産調整の目標配分段階における報告

- (1) 地域協議会の代表者は、本要領第4の2の(3)に基づき、認定方針作成者に対して提供した需要量に関する情報を取りまとめ、別紙様式第25号により、3月31日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。
- (2) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第25号により、4月15日までに、全国協議会に報告する。

#### 2 作付段階における報告

- (1) 地域協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積及び加工用米・新規需要米の作付面積を取りまとめ、別紙様式第26号により、当該地域の作付状況を参酌し、地方農政事務所等長が定める日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

その際、実施計画書を提出しない農業者の当該作付面積については、農業共済組合や地方農政事務所長等と連携を密にして把握し、別紙様式26号により併せて報告



する。

- ( 2 ) 地域協議会は、地域内の作付状況を踏まえ、主食用作付面積が作付確定面積を越える農業者が生じた場合は、当該農業者に対して直接又は認定方針作成者を通じて、青刈り等の事後対策を促す。
- ( 3 ) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、7月31日までに、別紙様式第26号により、全国協議会に報告する。

### 3 収穫段階における報告

- ( 1 ) 認定方針作成者は、方針参加農業者の水稻の予想収穫量等を別紙様式第27号により取りまとめ、9月30日を期限とし、地域協議会の代表者が定める日までに、地域協議会の代表者に報告する。
- ( 2 ) 認定方針作成者は、( 1 ) の予想収穫量を踏まえ、当該方針参加農業者の主食用販売数量の合計が当該方針参加農業者の生産確定数量の合計を超えられる場合は、地域協議会等関係機関と連携し、速やかに新規需要米の追加的取組等の事後対策を促す。
- ( 3 ) 地域協議会の代表者は、認定方針作成者からの報告と非参加農業者の取組状況を基に、地域内の水稻収穫量等を取りまとめ、別紙様式第28号により、10月10日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。
- ( 4 ) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第28号により、10月20日までに、全国協議会に報告する。